

経営管理権集積計画の策定に伴う縦覧についての公告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記により縦覧に供する。

令和 7年 11月 13日

福島市長 木 幡 浩

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

別紙のとおり

2 縦覧期間

集積計画存続期間中

3 縦覧場所

福島市のホームページ

4 本公告により、福島市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

(備考)

森林の所在等の情報については、定めた経営管理権集積計画の内容を記載すること。

令和7年度『経営管理権集積計』策定予定地一覧

整理番号	所在	地番	林班	小班	面積 ha	集積計画存続期間
集R7-10	福島市桜本字丸森	1	吾妻 59	177	0.16	公告日 から 令和23年3月31日 まで
		4		181	0.05	
集R7-11	福島市桜本字丸森	7	吾妻 59	188	0.04	公告日 から 令和23年3月31日 まで
					0.14	
					0.20	
		8		190	0.16	
	福島市桜本字長畑	10		171	1.40	
					0.26	
					1.10	
集R7-12	福島市桜本字舟石	37	吾妻 59	85	0.18	公告日 から 令和23年3月31日 まで